

環境

犬・猫の譲渡会

飼い主がしの会

新たな飼い主をさがす機会を提供する場として「譲渡会」および「飼い主がしの会」を開催しております。

12月11日(日)・譲渡会：午前9時30分～11時30分、飼い主がしの会：午後1時～3時(雨天実施)。

千葉県動物愛護センター(富里市御料709-1)。

千葉県に在住する人。

〒デキスト代として500円。

他印鑑、ケージ・リードなど持参。

※犬・猫が少ない可能性もありますので、御承知おきください。

※当日は、ほかの業務を行っていませんのでご了承ください。

12月1日(木)から各開催日前日(土・日曜日、祝日を除く)までに、電話で左記へ(受付時間は午前9時～午後5時)。

千葉県動物愛護センター(☎5711)。

不法投棄は犯罪です

事業活動に伴って排出されるがれきなどの産業廃棄物はもちろんのこと、日常生活から排出されるごみなどの一般廃棄物(写真参照)であっても、みだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。

印西市では、不法投棄の撲滅を目指しています。

不審な現場を見かけたら通報を!

●不法投棄の疑いのある不審な現場の例

(1)工事現場でもないのに、重機

を使って不自然な穴を掘っている。

(2)廃棄物の処理施設でないのに、廃棄物が集められている。

(3)早朝、深夜に、見かけないダンブやトラックが出入りしている。

(4)人目のつきにくいところや倉庫に、突然たくさんのドラム缶があつめられている。

●不法投棄の通報内容

(1)発見日時

(2)発見場所

(3)発見した状況

(4)廃棄物の種類・量

(5)行為者・車両等の情報(重機やダンプの表記、車両ナンバーなど)

※通報者に関する情報につきましては、秘密を厳守します。

地主のみなさんは不法投棄されたいよう、土地の適正な管理を!

●不審な車両の出入りをみかけたら、市役所、最寄りの警察または産廃・残土県民ダイヤル(☎043-223-3801)に通報しましょう。

●土地や倉庫を貸すときは、相手方や事業の内容をきちんと確認しましょう。

●契約は、内容を理解した上で、必ず書面で結びましょう。

●道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などは、巡回監視、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置など、土地所有者として必要な措置を講じましょう。

●クリーン推進課不法投棄対策班(☎内線385)。

野外焼却行為は禁止されています

廃棄物の野外焼却行為(いわゆる野焼き)は、廃棄物処理法により禁止されています。廃棄物を焼却する場合は、法令に定められた構造基準を満たした焼却施設で、処理基準に従って行う必要があります。

なお、平成14年12月1日から



耕作地に不法投棄された家庭ごみ

幼稚園、保育園、小・中学校などにおける積算放射線量の測定結果

市では、保育園・幼稚園(私立含む)・小学校・中学校などの施設内で子どもたちが受ける年間の放射線量を推計するため、積算放射線量の測定を行っています。

●測定方法…子どもと同じ程度の高さとするため、先生の腰付近のポケット、スポンなどに積算線量計を装着し、子どもの滞在時間を目安に測定します。

測定時間は、保育園が午前8時30分～午後4時30分、幼稚園が午前9時～午後2時30分、小・中学校が午前8時～午後4時30分、学童保育が午後2時30分～午後7時です。

●積算線量計測結果●

測定日・10月1日～31日 測定機器・DOSEi(ドーズアイ・富士電機㈱製) 単位・ミリシーベルト

Table with 4 columns: 測定場所, 積算日数, 積算累計, 年間登校(園)日数, 年間推定積算線量. Lists various schools and their radiation measurement results.

※1 永治小学校: 10月24日～28日までで、0.177 上昇、原因は不明。(原因は不明ですが、ほかの日は一定の数値で推移しています。今後とも適切な積算線量の把握に努めます)。

認しましょう。契約は、内容を理解した上で、必ず書面で結びましょう。道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などは、巡回監視、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置など、土地所有者として必要な措置を講じましょう。



縁側を解体した廃材を違法に野焼き

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間

犯罪被害者支援に関するご案内

犯罪被害などに遭われた人やそのご家族が、犯罪により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮が必要です。政府が策定した「犯罪被害者等基本計画」により、毎年、11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間とされ、広報・啓発事業が行われています。ご理解とご協力をお願いします。

【犯罪被害者相談の窓口】

- 各種犯罪に遭い困っている人ために、相談窓口を開設しています。
●相談サポートコーナー…☎043-227-9110、プッシュ・携帯電話「#9110」。
●女性被害110番…☎043-223-0110。
●少年センター〔ヤング・テレホン〕…☎0120-783497。
●女性相談所〔電車内における痴漢など〕…☎0120-048224、tekkeisoudan@police.pref.chiba.jp。
●暴力団相談…☎043-254-8930。
●千葉県警察本部犯罪被害者支援室…☎043-201-0110(代)。
●印西警察署警務課…☎043-201-0110(代)。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス その他 携帯番号